

議 案 第 82 号

松戸市女性センター条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市女性センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

施設の名称を変更し、男女共同参画社会の形成の促進を図るため。

松戸市女性センター条例の一部を改正する条例

松戸市女性センター条例（平成6年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松戸市男女共同参画センター条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、松戸市男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。以下同じ。）の促進を図ることを目的とする。

第2条中「女性センター」を「男女共同参画センター」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「女性センター」を「男女共同参画センター」に改め、同条第2号及び第3号中「女性問題」を「男女共同参画社会の形成」に改め、同条第5号中「女性センター」を「男女共同参画センター」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「女性センター」を「男女共同参画センター」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 男女共同参画社会の形成に関する市民の活動及び交流の支援に関すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。